

奈良市税外債権回収等業務公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

奈良市の有する未収債権のうち、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定により、債権回収業務の外部委託可能な債権を対象として、極めて高い専門的知識及び資格職として様々な権限を有する事業者により、債権回収及び回収不能債権の報告書作成等の業務を委託することにより、未収債権の回収強化を図り、市民負担の公平性の担保及び公正な行財政運営の向上を目的とします。

2. 業務の名称

奈良市税外債権回収等業務（以下「本業務」という。）

3. 業務の内容

本業務は、(1) に掲げる税外債権に係る未収債権の回収業務及び回収不能であると判断した事案の報告を行うものとします。

委託予定債権総額：445 件 171,874,934 円

（回収状況等により追加・減額する場合があります。）

なお、件数は債務者単位ですが、各種貸付金については、貸付契約ごとを件数とします。

後述の(1)⑤住宅新築資金等貸付金（184 件 378,175,008 円）につきましては、令和 7 年 4～6 月頃を目途に委託開始予定です。

(1) 本業務の委託債権の概要及び内訳

① 学校給食費

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）により、児童の保護者が負担することとしている経費であり、この保護者が有する学校給食費の滞納額。

詳しくは学校給食法、学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）、奈良市学校給食費の管理に関する条例（平成 25 年奈良市条例第 77 号）、奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成 26 年奈良市規則第 3 号）、奈良市学校給食費の管理に関する要綱（平成 26 年奈良市告示第 200 号）、総務省自治行政局行政課長通知（総行行第 288 号 29 初健食第 32 号）を参照してください。

委託予定債権額：166 件 9,632,265 円

(回収状況等により追加・減額する場合があります。)

債権所管課：奈良市 教育部 保健給食課

②学童保育使用料・昼食費・おやつ代

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成 15 年奈良市条例第 9 号）により、児童の保護者が負担することとしている経費であり、この保護者が有する学童保育使用料・昼食費・おやつ代の滞納額。

詳しくは、上記のほか、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成 24 年奈良市教育委員会規則第 3 号）、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業実施要綱（平成 30 年奈良市教育委員会告示第 13 号）、奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供事業実施要領を参照してください。

委託予定債権額：151 件 4,205,254 円

(回収状況等により追加・減額する場合があります。)

債権所管課：奈良市 教育部 地域教育課

③住宅使用料・駐車場使用料

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）により、低所得者向けに賃貸借した市営住宅等にかかる家賃及び駐車場使用料で、既に退去済みの者の滞納使用料。

詳しくは、公営住宅法、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）、住宅地区改良法施行令（昭和 35 年政令第 128 号）、奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）、奈良市改良住宅条例（昭和 47 年奈良市条例第 46 号）、奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）、を参照してください。

委託予定債権額：103 件 136,688,045 円

(回収状況等により追加・減額する場合があります。)

債権所管課：奈良市 都市整備部 住宅課

④母子福祉資金貸付金・寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的な自立を助け、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として貸し付けたもので、未償還のもの。

詳しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和 39 年政令第 224 号）、奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例（平成 13 年奈良市条例第 45 号）、奈良市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付規則（平成 14 年奈良市規則第 52 号）、奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成 14 年奈良市告示第 117 号）を参照してください。

委託予定債権額：25 件 21,349,370 円

（回収状況等により追加・減額する場合があります。）

債権所管課：奈良市 子ども未来部 子ども育成課

⑤住宅新築資金等貸付金【令和 7 年 4 月～6 月頃を目途に委託開始予定】

歴史的社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されてきた地域の環境の整備改善を図ることを目的として当該地域の住民に貸し付けたもので未償還のもの。

平成 17 年 1 月 1 日からは奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が回収業務を行ってきましたが、令和 7 年 3 月 31 日に同組合が解散することに伴い、奈良市に債権が返還されます。

詳しくは、奈良市住宅新築資金等貸付条例（昭和 49 年奈良市条例第 43 号）（以下「貸付条例」という。）及び奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則（昭和 49 年奈良市規則第 51 号）（以下「貸付規則」という。）を参照してください。

なお、貸付条例及び貸付規則は、奈良市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例（平成 14 年奈良市条例第 4 号）及び奈良市住宅新築資金等貸付条例施行規則を廃止する規則（平成 14 年奈良市規則第 37 号）により廃止されていますが、現に貸し付けている新築資金等については、同廃止条例及び同廃止規則それぞれの附則第 2 項に定めるところにより、廃止後も効力を有しています。

委託予定債権額：184 件 378,175,008 円

（回収状況等により追加・減額する場合があります。）

債権所管課：奈良市 市民部 共生社会推進課

(2) 委託債権の回収に係る業務内容

委託債権の回収手法等については、本業務に係るプロポーザルに参加する事

業者の提案に委ねるものとしませんが、次に掲げる業務は必ず実施するものとして
ます。

- ①債務者に対して、本業務の受託通知書を送付し、受託債権の回収について、
その権限があることを示すこと
- ②債務者への納付催告及び納付交渉
- ③受託通知書及び催告書等を発送する際の本市への事前報告
- ④債務者の返済能力に応じた分割納付の調整及び分割納付誓約書の徴取並び
に分割納付の履行管理。ただし、契約期間を超えて分割納付誓約書を徴取
する場合は、各債権所管課の承認を得ること
- ⑤受託債権の収納及び領収証の発行
- ⑥回収した受託債権の安全な保管
- ⑦回収した受託債権の本市への払込み
- ⑧所在不明状態にある債務者及び連帯保証人等の最終住所地までの調査
- ⑨事案ごとの納付交渉経過、回収履歴、調査事項等の記録及び徴取した関係
書類を添付した報告書の作成
- ⑩債務者が時効の援用を行った場合の本市への報告
- ⑪債務者からの苦情等への対応

(3) 委託債権の回収不能事案の報告に係る業務内容

公平性の観点から、未収債権については法的措置を講じても回収する必要がある一方で、市の貸付金等の中には経済的に不安定な市民を福祉的に支援する一面を持つものもあり、生活困窮者に対する生活の保障もしなければなりません。

回収不能の判断を先送りにすることは、同人の資力回復を妨げ、生活再建の機会を奪うことになりかねず、また、回収不能であるにもかかわらず債権の管理回収に係る費用を支出し、債権管理を継続する利益は乏しく、回収不能の判断を的確に行うことにより人的コストや金銭的負担を軽減し、債権管理の効率化を図ることも必要な措置であるため、回収業務と同様に回収不能報告も重要な業務と考えます。

そのため、前述(2)による委託債権の回収に係る業務を実施してもなお回収不能である事案については、戸籍及び住民票等の証拠資料及び調査記録を添付し、事案ごとの回収不能報告書を本市に提出するものとしします。

回収不能の基準及び報告書の作成等については、本プロポーザルに参加する事業者の提案に委ねるものとししますが、回収不能の基準については、奈良市債権管理条例第11条（平成25年奈良市条例第11号）に準拠し、次に掲げる事由

に該当する場合等を想定しています。回収不能報告書は、本市と事前に協議した上で回収不能と判断されたものにより作成し、債務者が委託債権について時効の援用を行った場合は、回収不能報告書ではなく別途本市に報告することとします。

- ①債務者について、戸籍及び住民票等の取得による調査に加え、現地調査によってもなお所在が判明しないとき
- ②債務者が死亡し、その相続人が不存在であるとき
- ③破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき
- ④債務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該債権について履行させることが困難又は不適當であると認められるとき
- ⑤支払督促等の法的措置以外に回収が見込めない場合で、それらに係る費用が市の債権金額を上回るとき
- ⑥その他総合的見地から回収が見込めないと認められるとき

(4) その他

- ①月ごとに前月の実績報告書、交渉状況報告書及び入金明細書の提出
- ②3か月ごとに債務者単位の債権管理個票及び個人情報取扱状況に関する定期報告書の提出
- ③6か月ごとに事業計画書の提出
- ④回収した委託債権の本市への払込時における入金報告書の提出
- ⑤奈良市総務部滞納整理課及び各債権所管課との連絡調整
- ⑥その他、本業務の実施のために必要な事務

4. 予算額

委託料（消費税及び地方消費税含む。）

令和6年度 3,600,000円

令和7～9年度 回収金額及び回収不能報告書の作成件数に応じた報酬額に、消費税及び地方消費税を加えた額（債務負担行為設定済）

5. 受託者選定方法

企画提案書公募によるプロポーザル方式

6. 履行期間

契約の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

なお、本業務の実施について設定した目標回収率を著しく下回る場合には、この契約を解除することがあります。

7. 委託料

(1) 本業務により受託者が回収した金額に成功報酬率を乗じた成功報酬及び回収不能報告書作成費用に、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を委託料として支払います。

(2) 成功報酬率は提案によるものとし、上限を 30% とします。

(3) 回収不能報告書作成費用は提案によるものとし、上限を 1 件 20,000 円としますが、債権金額が少額のため回収成功報酬額が回収不能報告書作成費用を下回る場合は、債権金額に成功報酬率を乗じた金額を回収不能報告書作成費用とします。

(例) 債権金額が 30,000 円で成功報酬率が 30%、回収不能報告書作成単価が 20,000 円の場合

回収不能報告書作成費用：30,000 円×30%=9,000 円

(4) 委託料の支払方法は 3 か月毎の精算払いとします。

8. 費用の負担

本業務の履行に要する費用は全て受託者負担とします。

9. 再委託等

事前に本市から承認を得た場合は、受託者は業務の一部を第三者に再委託することができます。

10. 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる事業者は、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 8 条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法 30 条の 2 に規定する弁護士法人（以下「弁護士等」という。）とします。

(2) 複数の弁護士等により構成される連合体（以下「共同事業体」という。）による参加も認めますが、共同事業体の代表を定め、別に共同事業体構成員名簿及び共同事業体協定書を作成し提出してください。

(3) 弁護士等又は共同事業体を構成する全ての弁護士等は、次の条件を全て満たしていることが必要です。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
 - ②本市において入札参加停止期間中でないこと
 - ③国税及び奈良市税を滞納していないこと
 - ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
 - ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
 - ⑥破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと
 - ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
 - ⑧弁護士法第 57 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで又は同条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていないこと
 - ⑨その他法令等に違反する行為をしていないこと
- (4) 共同事業体を構成する弁護士等は、単独又は他の共同事業体を構成し、重複して参加することはできません。

11. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 参加表明書関係

単独で参加する事業者の場合については①から④を、共同事業体により参加する事業者については①・②・⑤・⑥及び共同事業体を構成する全ての弁護士等の③・④を提出してください。

①参加表明書（第 1 号様式）

②誓約書（第 2 号様式）

③納税証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）

所轄税務署長が発行した納税証明書（未納の税額がないことの証明）に加え、奈良市内在住の弁護士又は主たる法律事務所の所在地が奈良市内の弁護士等は奈良市税の納税証明書も併せて提出してください。

④弁護士等であることを証明する書類（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）

ア 弁護士の場合 弁護士会に所属している証明書

イ 弁護士法人の場合 登記事項証明書

⑤共同事業体構成員名簿（第 3 号様式）

⑥共同事業体協定書（第 4 号様式）

以上提出部数は各 1 部

(2) 企画提案書関係

次に掲げる書類について、A4版で各9部作成し、①から⑨の順に長辺左側袋綴じにし、提出してください。

- ①企画提案書表紙（第5号様式）
- ②業務実施方針（第6号様式）
- ③業務実施手法（第7号様式）
- ④業務実施スケジュール（第8号様式）
- ⑤コンプライアンス等（第9号様式）
- ⑥業務実績（第10号様式）
- ⑦受託債権回収（第11号様式）
- ⑧回収不能事案（第12号様式）
- ⑨債権回収・整理に関するその他有益な提案（様式自由）

また、補足資料（カタログやパンフレット等）がある場合は、企画提案書と別に提出を認めますが、それらについても各9部提出してください。

(3) 企画提案書に関する留意事項

- ①企画提案書の提出は1事業者につき1提案とします。
- ②用紙サイズは、A4版縦とし、横書きとします。
- ③文字サイズは、10.5ポイント以上で作成してください。
- ④印刷の色はカラー、白黒を問いません。
- ⑤使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。
- ⑥提出された企画提案書がこの要項に適合しない場合は、無効となる場合があります。

(4) 提出期間

令和6年12月4日（水）から令和6年12月20日（金）正午まで

(5) 提出方法

持参、簡易書留又は特定信書便により提出してください（簡易書留又は特定信書便については、上記提出期間内に必着のこと。）。

持参の場合は、奈良市役所の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に提出してください。

提出書類は、封筒に入れ、封筒表面に「参加表明書及び企画提案書在中」と朱書きしてください。

提出後は、その理由にかかわらず、引換えや撤回をすることはできません。

(6) 提出場所

奈良市総務部滞納整理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟2階

12. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年12月4日（水）から令和6年12月10日（火）午後5時まで

(2) 質問方法

必ず電子メールで次のメールアドレス宛てに送信してください。電話、FAX、送付、直接来所等による質問には応じません。

E-mail : zeigaisaiken-proposal@city.nara.lg.jp

(3) 質問書の様式

様式は自由としますが、次の項目を明記してください。

- ①電子メールの表題（「プロポーザルに関する質問（弁護士氏名又は弁護士等名称）」としてください。）
- ②質問者の氏名又は名称・所属弁護士会・事務所の所在地・電話番号・メールアドレス

(4) 質問に対する回答

令和6年12月13日（金）までに、各質問者に対して、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールにて回答します。

あわせて、奈良市ホームページにおいて質問事項及び回答内容を公開します。

13. 受託事業者の選定

本プロポーザルに参加した事業者から提出された企画提案書について審査を行うため、本業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、審査委員会は事業受託候補者を選定します。

(1) 審査委員会の開催日（予定）

令和7年1月8日（水）

なお、審査委員会は非公開とします。

(2) 審査項目及び配点（審査委員ごと）

- ①業務実施方針（20点）
- ②業務実施手法（45点）
- ③業務実施スケジュール（10点）
- ④コンプライアンス等（10点）
- ⑤業務実績（25点）
- ⑥受託債権回収（目標回収率・成功報酬率）（35点）
- ⑦回収不能事案（45点）
- ⑧債権回収・整理に関するその他有益な提案（10点）

(3) 選定方法

①企画提案書の内容を審査・採点し、単純合計点数が高い事業者から順に交渉権第1位及び第2位となる事業者各1者を選定します。なお、プレゼンテーションは実施しません。

②審査委員会は、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点します。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、参加表明書及び企画提案書を提出した全ての事業者に速やかに通知します。

また、交渉権第1位及び第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知します。

なお、通知方法は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールを送信し、追って通知書を送付します。

14. 契約の締結

交渉権第1位に選定された事業者と協議し、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

なお、交渉権第1位に認定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された事業者と交渉を行うものとします。

15. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1)本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2)不正と認められる行為が判明した場合
- (3)提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4)審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5)募集要項に違反したと認められる場合

16. その他

- (1)本プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とします。
- (2)本プロポーザルにおいては、全て弁護士会に届出済の弁護士の職印又は法人印を使用してください。
- (3)提出された書類は返却しません。
- (4)企画提案書等提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (5)本プロポーザルにおける問合せや協議等については、奈良市総務部滞納整理

課までお願いします。各債権所管課に対して直接問合せ等を行わないでください。

(6)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45条）に基づき、提出書類を開示する場合があります。

17. 担当部局

奈良市総務部滞納整理課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟2階

電話：0742-34-4985（ダイヤルイン）

FAX：0742-34-4928

E-mail：zeigaisaiken-proposal@city.nara.lg.jp